

第9期北方領土隣接地域の振興及び 住民の生活の安定に関する計画

第1章 基本的事項

区 分	内 容
計画作成の意義	隣接地域の置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題及びこれに関する諸問題の解決の促進を図ることを目的に制定された北特法及び国の基本方針に基づき計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
計 画 の 性 格	隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱
計 画 の 期 間	令和5年度から令和9年度までの5年間
計画の対象区域	根室市（歯舞群島の区域を除く。）、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

第2章 北方領土隣接地域の現状と課題

柱立て	区 分	主 な 現 状 と 課 題
1 活力ある 地域経済 の 展 開	農 業	○農業従事者の高齢化、後継者不足により農家総数が減少 ○新規就農対策や農業生産基盤の整備や保全管理の計画的な取組の推進
	水 産 業	○主力のサケをはじめとする漁獲量の減少 ○種苗放流等の実施など将来にわたって利用可能な資源確保の取組の推進
2 地域の資源を活かした 交流・関係人口の拡大		○新型コロナウイルス感染症の影響による観光入込客数の減少 ○年間を通じて体験ができる観光メニューの造成や教育旅行等の誘致などの取組の推進
3 ゆとりと 安心の実 感できる 地域社会 の 形 成	保健医療	○医療従事者の慢性的な不足 ○地域センター病院の機能向上及び医師などの医療従事者不足の解消
	福 祉 生活環境	○人口減少や少子高齢化 ○地域住民が安心して暮らせるよう社会福祉や生活環境の充実
	教 育	○ICT機器を活用した授業の一層の推進や教員のICT活用指導力の一層の向上 ○地域の自然や歴史に親しみ理解を深めるふるさと教育の充実に向けた取組の推進
4 社会・経 済の安定 的な発展 の基盤の 形 成	道 路	○住民生活と地域経済を支える幹線道路の整備の促進
	港 湾	○北方海域の中心的な漁業基地の役割や四島交流等事業の玄関口となっている根室港の充実・強化
	空 港	○道内外との航空ネットワークの形成や空港機能の向上
	鉄 道	○地域における利用促進などの取組や持続的な鉄道網の確立に向けた検討
	情報通信 基 盤	○人口減少や少子高齢化などの課題解決に向け、様々な分野におけるICTの利活用と5Gなどの情報通信基盤の整備促進
	災害対策	○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた防災・減災対策の推進
5 地域の豊かな自然 と の 共 生		○「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進 ○生物多様性の保全を図るとともに、野生鳥獣の適正管理の推進
6 北方領土問題解決のため の環境づくりの推進		○元島民の高齢化に伴う新たな運動の担い手の育成や国民世論の啓発の推進 ○北方領土隣接地域の振興対策の推進

第3章 施策の基本的な方向及び主な施策

- 「活力ある地域経済の展開」など6つの柱に基づき、必要な施策を推進する。
- 北方四島における共同経済活動に関しては、現下のウクライナ情勢により具体的な展望が見通せない状況であるが、将来的に隣接地域の振興に幅広く資する取組となることが想定されることから、6つの柱に横断的に関わる施策としている。
- 隣接地域1市4町が抱える課題を踏まえ、主な施策の中から重点的に実施する施策を設定。

柱立て	区分	主な重点施策	
1 活力ある地域社会の展開	農業の振興	・新規就農者の育成・確保 ・農業生産基盤の整備の推進	共同経済活動
	水産業の振興	・種苗生産の安定化や放流効果の向上等、実効性の高い栽培漁業の推進 ・北方四島周辺、ロシア200海里水域における安定的な操業機会の確保	
	林業・木材産業の振興	・「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた活力ある森林づくり	
	商工業の振興	・サテライトオフィスなど企業誘致の推進	
	雇用対策の推進	・移住・定住施策と一体となったUターンへの促進	
2 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大		・地域の特性を活かしたアドベンチャートラベルの推進 ・『『鮭の聖地』の物語』の普及・活用を通じた広域観光の推進	
3 ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成	医療の確保	・医療従事者の安定的な確保に向けた養成・確保の推進	共同経済活動
	生活環境の充実	・水道施設等の計画的な更新及び耐震化の推進	
	社会福祉の充実	・各ライフ・ステージごとの切れ目のない支援の推進	
	教育、文化、スポーツ及び国際化の振興	・ICT推進体制の整備促進、教員のICT活用指導力向上の研修機会確保 ・芸術・文化施設等の整備並びに文化財の保存及び活用等の推進	
4 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成	交通体系及び情報通信基盤の整備	・高規格道路・港湾、空港等の整備の促進 ・根室本線花咲線対策特別委員会における検討・協議 ・DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に向けた環境整備	共同経済活動
	国土保全、水資源開発	・海岸浸食被害の軽減化に向けた海岸保全施設等の整備の推進	
	災害対策の推進	・巨大地震の発生を想定した防災・減災対策の推進 ・住民等に対する避難情報などの情報伝達体制の強化	
5 地域の豊かな自然との共生		・ゼロカーボンに対する意識改革、行動変容の促進など脱炭素化の推進 ・エゾシカ・ヒグマの適正管理の推進	
6 北方領土問題解決のための環境づくりの促進		・北方領土問題の普及・啓発に資する取組の推進 ・北方領土隣接地域振興等基金などによる産業振興の推進	

第4章 計画の推進体制

- 北海道が計画の進捗管理に主体的に取り組むほか、地域協議会が計画推進に必要な中核的役割を果たすこととする。
- 地域協議会は、計画終了時点の定量的な到達目標、到達目標達成に向けた展開方向、重点施策に係る事業内容などを盛り込んだ実施計画を毎年度取りまとめ、進捗管理や効果検証を行う。